

京都市告示第 179 号

京都市都市公園条例第6条第2号及び第7条第2項の規定に基づき、次のとおり、
桂川緑地久我橋東詰公園の供用を停止します。

平成18年8月29日

京都市長 榊本 頼 兼

供用を停止する施設及び期間

第1球技場及び運動場兼ソフトボール場 9月末まで

なお、復旧工事の進ちよく状況によっては、停止期間を延長する可能性があります。

(供用停止理由)

当該施設は、平成18年7月の梅雨前線の大雨により冠水被害を受け、使用できない状態となったので、当面8月末まで供用を停止することとしていたが、復旧工事に時間を要することが明らかとなり、9月からの供用再開が困難となったため

(文化市民局市民スポーツ振興室スポーツ企画課)